

6. 災害に強い地域社会の形成 6-1 被災後の経済的支援

地域経済支援策：再建資金の貸付等

事業名	助成対象	要件等	根拠法等	実施主体
災害復旧資金の貸付	対象：被災した中小企業 内容：貸付限度額の引き上げ、貸付期間及び据え置き期間の延長、貸付条件の緩和	・災害救助法が適用された地域	中小企業金融公庫法、国民金融公庫法、商工組合中央金庫法	政府系中小金融機関
災害復旧資金の低利貸付	低利の特例利率の適用、3年間の利子補給の実施	・災害が激甚法第15条の適用となる場合 激甚災害で事業所に関する損害額が被害時価額の70%以上、前年の総収入の10%以上の場合は特別被害者となり特別利率が適用 ・激甚災害指定日から6ヵ月を超えない月末日までに貸付られたもの	商工組合中央金庫法、激甚法	

事業名	助成対象	要件等	根拠法等	実施主体
災害復旧高度化資金(特定高度化事業)	対象：当該中小企業 助成割合：90%	・既往の高度化施設がり災した場合 ・相当部分以上の被害を受けた中小企業者が復旧時に高度化事業を行う場合	小規模企業者等設備導入資金助成法	中小企業総合事業団
償還期限の延長	貸付期間を2年間の範囲内で延長	・高度化資金を貸付を受けていたものが激甚災害に被災した場合	激甚法	

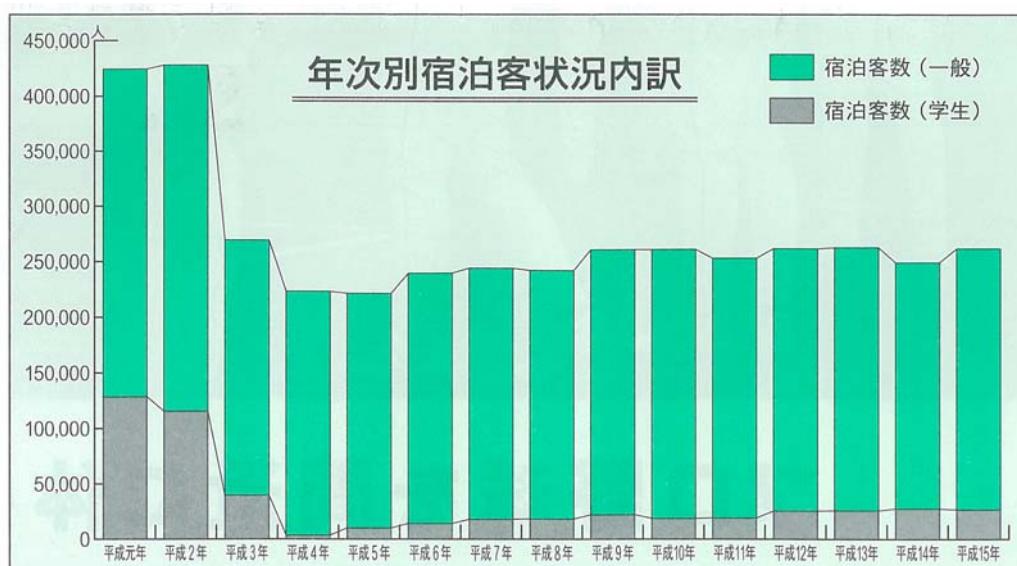
事業名	助成対象	要件等	根拠法等	実施主体
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	対象：自然災害等により被害を受けた指定地域の中小企業者であり、売上高の減少等一定の条件を満たし、市町村長の認定を受けた特定中小企業 内容：限度額と同額の付保限度額、保険料の軽減：通常の2/3程度、てん補率の引き上げ	・指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3ヶ月間の売上高等が前年同期比▲20%以上の見込みである中小企業者	中小企業信用保険法	信用保証協会
災害関係特例保証(信用保証)	対象：当該中小企業 ・保険限度の別枠設定普通保険のてん補率の引き上げ、通常より10%引上げ ・保険料率の引下げ	激甚法第12条の適用となる場合	激甚法	信用保証協会

火山噴火が観光に及ぼした影響

■雲仙普賢岳噴火災害が観光に及ぼした影響

- ・平成2年11月17日の噴火開始から、平成3年5月以降、繰り返される土石流や死者行方不明者43名を出した大火碎流の発生によって、島原市や深江町、さらには、島原半島全域で観光客が激減した。火山の被害とは無関係であった周辺地域の宿泊施設でも予約のキャンセルが相次いだ。
- ・平成2年に約43万人あった宿泊客数が、平成3年には約27万人にまで減少した。特に、修学旅行の学生の減少が顕著であった。
- ・観光客減少によるダメージは、ホテル、旅館業だけにとどまらず、タクシーや商工業、農業、水産業にまで大きく影響した。
- ・火山活動終息後も、宿泊客の数は、ほぼ横ばいで推移しており、噴火前のレベルには回復していない。

《島原市の宿泊客数の推移》



(「雲仙火山災害における防災対策と復興対策」高橋和雄著)

(広報しまばら 平成16年6月号)

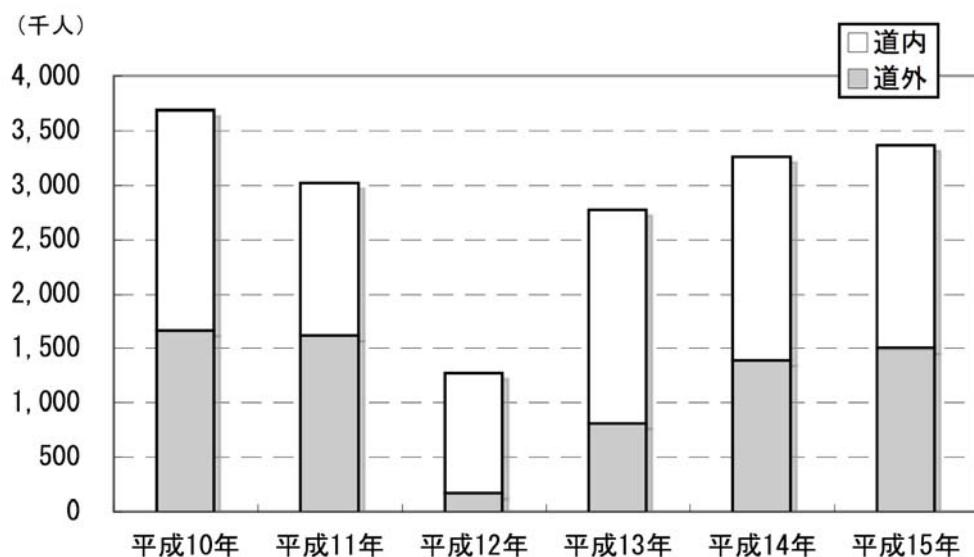
(島原市観光客動態調査 商工観光課)

■2000年（平成12年）有珠山噴火災害が観光に及ぼした影響

○虻田町洞爺湖温泉地区

- ・平成10年、11年の虻田町洞爺湖温泉地区の観光客入込み数は、360万人前後で推移していたが、噴火による打撃を受けた平成12年は、130万人弱にまで落ち込んだ。
- ・平成15年の時点では、ほぼ噴火前の水準に回復している。
- ・洞爺湖温泉地区は避難指示の対象地域に含まれたため、地区内で営業しているホテル・旅館や飲食店・土産物店などすべての事業者が、2000年7月に営業を再開するまで、4ヶ月近い休業を強いられた。

《洞爺湖温泉地区の観光客入込み状況》



(単位：千人)

年度	道外	道内	計
平成10年	1,660	2,028	3,688
平成11年	1,619	1,399	3,018
平成12年	166	1,102	1,268
平成13年	808	1,961	2,769
平成14年	1,391	1,871	3,262
平成15年	1,505	1,860	3,365

(出典：北海道観光入込客調査報告書)

地域経済支援策：観光振興事例

■雲仙岳災害対策基金での事業例（平成3年 雲仙岳噴火災害）

事業名	事業内容	助成金額等
テレビ制作支援事業	島原半島への観光客誘致促進を図るため同半島内を紹介するテレビ番組の番組企画費、取材費、現地撮影費等の制作経費を助成	助成率：制作経費の一部
マスメディア活用事業	雲仙普賢岳の噴火災害にともなう島原半島観光のイメージダウンを回復するための事業に助成 ①関東・関西・福岡ローカル枠でのCMの放映 ②全国ネット番組・地域ネット番組への支援及び放送素材制作 ③雑誌掲載・パンフレットの作成	助成率：所要経費の一部 助成対象者：事業実施団体
島原半島リ・ボーン計画 (マスメディア活用事業による)	島原半島リ・ボーン計画実行委員会(雲仙観光協会、小浜温泉観光協会、島原温泉観光協会)が実施した「島原半島リ・ボーン計画」(長崎県出身の有名人を起用し、新聞、テレビで島原半島の安全PR)の経費を助成	助成率：経費の一部
修学(研修)旅行誘致事業	島原半島内の宿泊施設に島原半島外の学校が宿泊する修学旅行等を誘致するため、観光関係者が行う誘致伝活動に要する経費の一部を助成 ・PTA・父母代表者、先生などの現地視察事業 ・安全PRを訴えるビデオ、情報誌、冊子等の製作、配布事業 ・半島以外の学校訪問などの誘致事業	助成率：所要経費の一部 助成対象者：島原半島内の観光協会及びこれに準ずる団体
エージェント・キャリヤー対策事業	エージェントの企画担当者に島原半島の状況を理解してもらうため、担当者へ積極的なアプローチを行い、島原半島を取り込んだ商品の企画化と窓口でのPRをお願いするため下記事業の一部を助成 ①各エージェント・キャリヤーの現地視察招待 ②主要都市での安全性の説明・意見交換会の開催 ③ポスター・パンフレット等の作成	助成率：所要経費の一部
雲仙バスターミナル「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業	県営バスターミナル内で島原半島を中心とする観光情報の提供、特産品の展示愛好会の展示会等に無料提供等を行うことで雲仙・島原の魅力と安全性をPRするため「雲仙・島原紹介ギャラリー」開設事業に助成	
地域イベント支援事業	地域の活性化に伴う宣伝・広報等の経費を助成	
大型イベント開催支援事業	テレビ放映等を通じて島原半島の復興をPRするため、島原半島内で大型イベント(音楽フェスティバル等)の実施に要する経費の一部を助成	助成率：事業経費の一部 助成対象者：大型イベント等の主催者

■観光再建への取組み（平成12年 有珠山噴火災害：虻田町）

- 平成3年の噴火でも観光客の落ち込みがひどかった経験から、平成12年噴火では、復旧活動が進むと同時に、観光キャラバン隊を組むなど、とくに修学旅行、道外からの観光客をターゲットに観光誘致活動を実施していった。
- 一方で、噴火災害により、有珠山、洞爺湖、虻田など名前がマスコミを通じて注目された事実から、テレビ等マスコミを活用し観光PRを積極的に実施していった。
- 全国の虻田出身者にも協力してもらい、観光親善大使委嘱事業を行っている。
- 観光誘致事業の推進のために、町財政がきびしい状況にもかかわらず、観光業を中心であるため、観光協会への補助金を13、14年度と通年より増額している。
- 今回の災害では、避難が長期化し観光業者も全く動けなかつたため（除灰作業、ライフラインの復旧などもあり）、まず町が主導で観光PRなどを実施していった。再開の諸条件が整った段階で観光協会に移行していった。
- それまで道内では、立ち後れていた海外への旅客誘致（主に台湾など）にも力を入れている。
- 取り組みの流れは、「PRする」→「誘致する」→「新しい観光資源の整備」
 - ・観光地としてのすばらしさとともに安全性もPRする。パンフレットだけでなく、CDも作成する。
 - ・道内、全国、海外へと（ターゲットを絞り）旅客誘致を行う。
 - ・火山学習の場として西山火口散策路を整備する。
 - ・体験学習：ジャガイモ茹でやバターづくりなどの体験を発案。

■観光誘致活動（平成12年 有珠山噴火災害：北海道）

- 緊急雇用対策において北海道キャラバン隊派遣事業が実施された。
- 道は、とくに観光誘致活動に力点をおき、宣伝活動を実施している。観光エージェントを呼んだりもしている。
- 観光客数も戻りつつあるが、修学旅行については、まだ回復はおそい。また、観光客数は戻っても、客単価の落ち込みもあり経営的にはまだきびしい状況にあるといえる。
- 北海道観光への影響緩和を目的とした観光キャンペーンの実施
 - ・感動市場2000開催
 - ・「温泉」冬季キャンペーン
 - ・北海道デスティネーション（「ごちパラ北海道」）の実施
- 修学旅行誘致
 - ・道知事及び教育長連名による文書要請
 - ・旅行エージェント修学旅行関係者の道内招聘
 - ・修学旅行誘致団の本道派遣

観光安全宣言 (平成12年有珠山噴火 壮瞥町)

○^{そうべつ}壮瞥町では、有珠山噴火非常災害現地対策本部の閉鎖にあたって次のような観光安全宣言を出した（平成12年8月11日）。

○壮瞥町（昭和新山・洞爺湖温泉・壮瞥温泉）観光安全宣言

- ・当町の観光産業再開にあたり、観光客の皆様に安心して来遊いただけるよう平成12年5月23日に「観光客の安全確保に関する指針（ガイドライン）」を策定し、避難マップの作成、避難誘導看板の設置をはじめ、各宿泊施設では避難訓練を実施する等「火山と共生する新しい防災観光地」づくりに取り組んできたところです。
- ・有珠山の活動は終息に向かいつつあり、壮瞥町昭和新山地区、洞爺湖温泉地区、壮瞥温泉地区については、ガイドライン策定時よりも、より一層、観光客の皆さんに安心して来遊いただける状況となりました。火山という自然エネルギーを体感していただける今が、有珠山周辺観光の魅力のひとつでもあります。ここに改めて安全を宣言し、多くの皆さんの来遊をお待ちいたしております。

災害時におけるホテル等利用例

■ 平成3年雲仙岳噴火災害

2. 旅館・ホテルの利用

共同避難所生活による肉体的・精神的疲労をやわらげ、プライバシーを確保することを目的として、6月19日から11月28日にかけて163日間、旅館、ホテルを避難所として県が借り上げた。借り上げに要した経費は、8億1,400万円であった。

食事については、島原市内の施設を除いて朝夕食を旅館等から提供し、昼食及び島原市の施設の3食分を炊き出しにより給与した。なお、この炊き出しについては災害救助法の対象とならなかったため、その経費については県で負担した。

■ 旅館、ホテル利用状況

	島原市	深江町	計
利用施設数	小浜 9	小浜 24	小浜 26
	雲仙 2	雲仙 8	雲仙 8
	島原 17	島原 2	島原 17
	計 28	計 34	計 53
利用人員	延べ82,358人	延べ78,969人	延べ161,327人
利用世帯数	26,428世帯	27,050世帯	53,478世帯

*利用施設数は、島原市と深江町の重複利用施設があるため計と一致しない。

3. 客船の利用

共同避難所生活による肉体的・精神的疲労をやわらげ、プライバシーを確保することを目的として、6月24日から7月27日にかけて客船「ゆうとぴあ」を借り上げ、島原市の避難者用の避難所として利用した。

島原市の島原新港（三会）に係留され、延べ2,787世帯、8,877人の利用があった。借り上げに要した経費は、1億200万円であった。

(出典：長崎県「雲仙・普賢岳噴火災害誌」1998)

保険・共済制度の現状

■既往損害保険の例（利益保険・費用保険・CGL 保険など）

保険会社	保険名称	保険内容	噴火 対応
A社	収益保全プラン (収益保険)	火災、爆発等の事故により事業の中止・休業が生じた場合、休業による売上減少額のうち * 営業利益相当分 * 従業員の給与、福利厚生費、広告宣伝費その他の経常費（固定費）相当分 * 生産や売上の減少を防ぐために支出した各種の費用（収益減少防止費用）	×
B社	企業費用・利益総合保険	不慮の事故（火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪災など）による営業休止・阻害の場合、休業による損失を補償	×
C社	企業費用利益総合保険	事故による休業損失を補償。	×
D社	企業費用・利益総合保険	旅館や工場などの施設・設備などが偶然な事故のため、あるいは電気・ガスなどの外部ユーティリティ施設の事故のため営業が休止または阻害された場合の利益の減少について補償。	×
E社	総合賠償責任保険	1証券で企業の賠償事故を包括的にプロテクト可能（I.S.O.標準約款を日本導入）	×
F社	企業費用・利益総合保険	偶発的な事故による営業上の損失（火災保険でカバーできない休業等による間接的被害）を補償。	×
	総合賠償責任保険	事業活動に伴うさまざまな賠償責任リスクを総合的に幅広く補償。「損害賠償金」に加え「争訟費用」、「初期対応費用」、「第三者医療費用」など各種費用保険金含む。	×

注) CGL 保険 : Commercial General Liability ; 企業総合賠償責任保険

○日本損害保険協会によると、以下のとおりである。

- ・風評被害を対象とする保険は、損害（風評がなければ得られた利益）の想定や、風評との因果関係の認定が困難である。
- ・また、現行の関連する保険として、費用保険・利益保険・CGL 保険などがあるが、噴火による風評被害に対応するものはおそらくないものと考えられる（ただし、事業者向け保険は各社それぞれ各顧客に応じて設計するため、絶対にないとは言いきれない）。

○全労済協会によると、以下のとおりである。

- ・現在、観光業を対象とし、噴火による風評被害を補償するための共済制度はないものと考えられる。

風評被害対策のための基金制度

■青森県における原子力施設の風評被害対策基金

- ・県により「(財)むつ小川原地域・産業振興財団」創設。県の出損、事業者・事業者団体の払込、同財団の借り入れ（借り入れ利息相当は事業者・事業者団体が負担）による基金積み立て。基金の利息相当は地域振興に充当。
- ・同財団は、万一、風評被害が生じた場合、第三者で構成される認定委員会の認定を受け、保証金を立替払い。

（出典：「青森県むつ小川原地域の地域振興及び産業振興に関する協定書」「風評による被害対策に関する確認書」「風評被害認定委員会運営要領」「風評被害処理要綱」）

■直島町における風評被害対策条例

- ・県は、香川郡直島町で事業を営むものが風評により当該事業活動に係る経済的被害を受けたときは、当該被害の範囲内で直島町風評被害対策給付金を支給する。
- ・給付金の支給は、直島町風評被害審査会の意見を聴いて決定。
- ・給付金の支給に必要な財源を確保するため、直島町風評被害対策基金を設置（一般会計の歳入歳出予算で決定）。

（出典：香川県廃棄物対策課ホームページ）

防災を目的とした地方税超過課税

■静岡県 地震対策事業のための法人事業税超過課税

概要	地震対策緊急整備事業を含む地震対策事業の実施に必要な費用のため、5カ年の時限付きで法人事業税について地方税法で定められる税率を超えて課税し、財源とする。
期間	昭和 54 年度～平成 5 年度（5 カ年毎に延長）
対象者	資本金が 1 億円を超える法人、または資本金が 1 億円以下の場合で所得が年間 3,000 万円を超える（収入金額にあっては年 2 億 4,000 万円を超える）法人
税率	地方税法で定める税率の 1.1 倍（昭和 54～63 年度。平成 1～5 年度は 0.7 倍）
税収	当初 10 年間で約 990 億円、平成 1～5 年度の 5 年間で約 600 億円

（出典：井野盛夫「抗震 東海地震へのアプローチ」静岡新聞社、2000）

既存の事業者支援制度（低利融資・助成）

■間接被害への対応が可能な既往支援制度

<制度一覧>

- 雇用調整助成金
- 職場適応訓練費の支給
- 災害復旧資金貸付（国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）
- 経営安定関連保証
- 災害復旧高度化融資（中小企業総合事業団）
- 小規模企業設備資金

<代表的な制度の概要>

【災害復旧資金貸付（国民生活金融公庫）】

【種類】 融資

【支援内容】 貸付限度額の引上げ（一般枠と別枠）、貸付期間延長、担保徵求の特例

- ◇融資額 ①直接に被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」あるいはそれと同一内容が証明されている「り災証明書」が必要）で、別枠6,000万円以内
②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者
 - i)被害証明書等をもっている者…別枠6,000万円以内
 - ii)被害証明書等をもっていない者…別枠3,000万円以内

- ◇利率 年3.15%（ただし、被害の程度が甚大なもの（市町村の発行する「特別被害証明書」が必要）については、1,000万円又は3,000万円を限度として、被害の程度により一定期間、特別利率を適用する。）

- ◇返済期間 10年以内（うち2年間以内の据置可）または15年以内（うち5年間以内の据置可）（被害の程度により、返済期間の限度及び据置き期間の限度が異なる。）

- ◇担保・連帯保証人 担保又は連帯保証人が必要

【激甚災害時特例】 特例利率の適用

- ・対象となる融資限度額：企業者1000万円、企業団体3000万円
- ・対象者：全半壊・流出・床上浸水等の場合特例利率6.2%、損害額が被害時価額の70%以上または前年事業総収入の10%以上の場合特例利率3%（被害は市町村長等の証明が必要）

【地域指定】 原則として災害救助法の対象地域に適用

【利用期限】 震災により失職したサラリーマン等が新たに事業を始めようとする場合は、この災害貸付の対象とはならない。ただし、普通貸付(一定の要件に該当する場合は独立開業貸付)の融資制度の対象とはなる。

【対象者概要】 中小企業経営者・協同組合、振興組合等

※資本金、業種等の条件あり

※農林漁業、金融・保険業、不動産業（住宅及び住宅用土地の賃貸業に限る）、遊興娯楽的業種、各種サービス業のうち内容が奢侈遊興的なもの、公序良俗に反するものを除く

【災害復旧資金貸付（中小企業金融公庫）】

【種類】 融資

【支援内容】 貸付限度額の引上げ（一般枠と別枠）、貸付期間延長、担保徵求の特例

【激甚災害時特例】 特例利率の適用

・対象となる融資限度額：企業者1000万円、企業団体3000万円

・対象者：全半壊・流出・床上浸水等の場合特例利率6.2%、損害額が被害時価額の70%以上または前年事業総収入の10%以上の場合特例利率3%（被害は市町村長等の証明が必要）

【地域指定】 原則として災害救助法の対象地域に適用

【根拠法令等】 中小企業金融公庫法

【災害復旧資金貸付（商工組合中央金庫）】

【種類】 融資

【支援内容】 貸付限度額の引上げ（一般枠と別枠）、貸付期間延長、担保徵求の特例

①当初10年間は、年3.0%（平成8年2月15日現在）、11年目以降は5年ごとに見直し、見直し時点での長期プライムレートを適用する

②貸付期間は、設備資金が20年以内、運転資金が10年以内（据置期間はいずれも3年間据置可）

③貸付限度額は、組合200億円以内、組合員20億円以内

【地域指定】 原則として災害救助法の対象地域に適用

【根拠法令等】 中小企業金融公庫法

【対象者概要】 中小企業経営者・協同組合、振興組合等

※資本金、業種等の条件あり

6. 災害に強い地域社会の形成 6-3 風評被害対策 災害時の新規支援制度創設例

■新潟県中越地震：新潟市

名称	新潟市中越大震災対策緊急特別融資
目的	新潟県中越大震災により、経済的影響のある中小企業者の事業資金の円滑な調達のため、新たな制度融資を創設し、経営の安定を図る。
対象者	「新潟県中越大震災」により被害（直接被害のほか、地震発生に起因する間接被害も含む）を受け、経営の安定に支障を生じている新潟市内の中小企業者
資金使途	運転資金
限度額	1, 000万円
利率	年1.7%
期間	7年以内（うち据置2年以内）
担保・保証人	必要な場合もある
信用保証	貸付に対する必要な保証料を全額補助

(出典：新潟市ホームページ)

■平成16年台風15、16、18号：島根県

名称	緊急融資（平成16年台風15号、16号、18号災害復旧資金）
融資対象者	<p>(1) 平成16年台風15号、16号及び18号により、直接に被害を受けた中小企業者 又は組合（直接被害者）</p> <p>(2) (1)以外の中小企業者又は組合であって、台風発生によって売上の減少、売掛債権 の固定化などの間接的な被害を受けたもの（間接被害者）</p>
資金使途	設備資金及び運転資金
融資限度額	2, 000万円（ただし、台風による損害を復旧するための経費の範囲内とする。）
融資利率	年1.6%
融資期間	12年以内（2年以内据置）
保証人	法人 2人以上（代表者を含む） 個人 1人以上
担保の要否	原則として不要
信用保証	要（信用保証料率 年0.6%）
その他	融資申し込みは、市町村長の被災証明（間接被害で証明できないものを除く） が必要

(出典：島根県ホームページ)

■平成 16 年台風 22 号：静岡県

「中小企業災害対策資金」災害の規模等を考慮して別に定める要件

融資対象	県内で 6 カ月以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者・組合で、平成 16 年台風 22 号により被害を受け、以下の 1 又は 2 の被害を受けたもの。 ただし、2 のみに該当するものは、当該被害により 1 か月間の売上高が前年同月比 10% 以上減少している又は減少する見込みのあるものに限る。
1	直接被害（直接被害とは、事業用建物、設備、備品、商品等に発生した実被害をいう）
2	間接被害（間接被害とは、実被害以外の影響をいう）
資金使途	災害の復興に要する設備資金及び運転資金（平成 16 年台風 22 号に係る間接被害のみを受けたものにあっては運転資金のみ）
融資限度額	1 企業 1 組合 設備資金、運転資金 合計 5, 000 万円
融資金利	年 1.5%
融資期間	10 年以内（1 年以内据置可）
信用保証及び保証料	信用保証協会の保証付きとし、年 0.85%（無担保）、0.75%（有担保）
担保及び保証人	信用保証協会の定めるところによる。

（出典：静岡県ホームページ）

■鳥インフルエンザ対策事例

山口県：移動制限区域内の養鶏農家の損失補填：約 2 億 5,000 万円

- ・採卵農家に 1 億 8,400 万円
- ・賞味期限切れの卵の焼却費用 5,200 万円
- ・ブロイラー農家に 1,300 万円

兵庫県：養鶏農家、関連事業者への緊急支援策

- ・採卵鶏農家向き：移動制限・自粛措置により滞留した鶏卵の価値減少相当額補填、保管経費等助成
- ・ブロイラー農家：移動制限・自粛措置によるブロイラー価値減少相当額補填

（出典：廣井脩「風評被害の実態と対策」）

有珠山噴火災害によるゾーニング検討例

■2000年有珠山復興計画基本方針

- 「2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針」（北海道策定）として掲げられた14の主要施策のうちの1つに「防災マップによる土地利用」がある。以下にその内容を示す。

目標I より安全を目指した土地利用

施策①防災マップによる土地利用

<基本的な考え方>

有珠山周辺地域では土地利用が進んでいることから、噴火による様々な影響が考えられるため、防災マップに示された災害予想区域においては、土地利用規制などにより、できるだけ被害を少なくする対策を講じていく必要がある。

<主要施策>

■土地利用の区域を設定する

I 区域設定の目的

今回の噴火による被害の回復と土石流や泥流による2次災害の防止を図り、将来の噴火による被害をできるだけ少なくするとともに、効果的・効率的に諸施策を推進するため、有珠山周辺地域における防災マップに基づく危険度に応じた土地利用区分を定める。

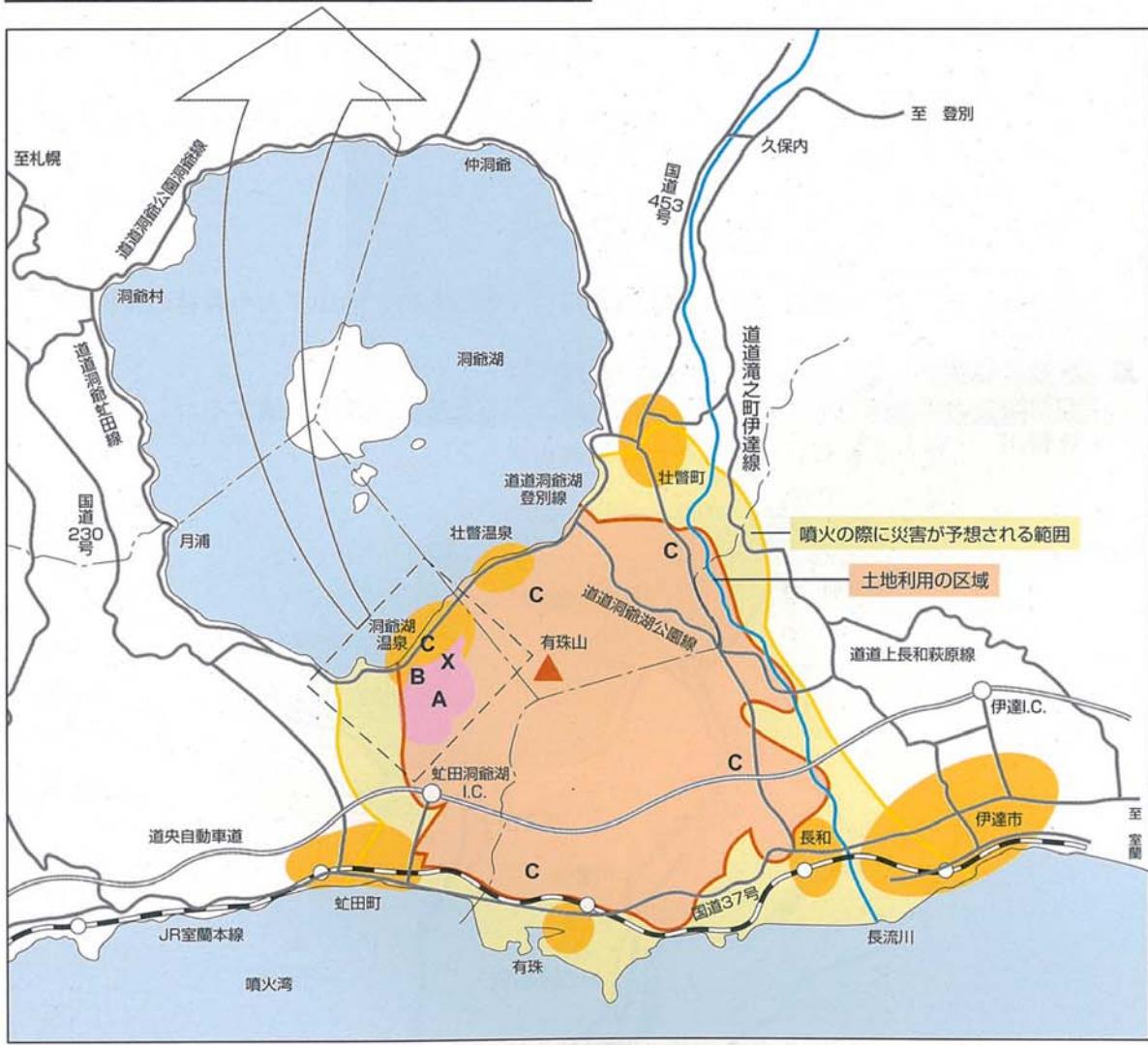
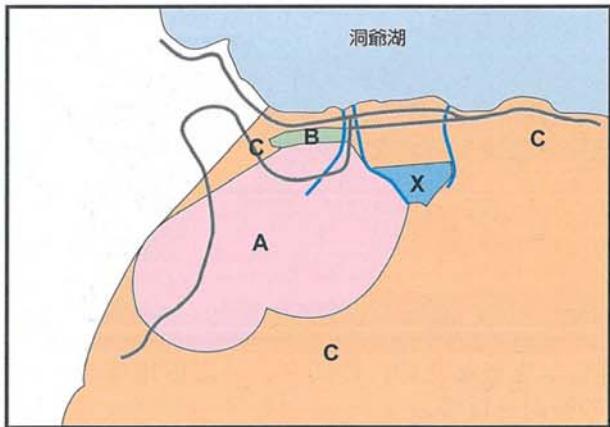
II 区域設定の範囲

土地利用の区域設定については、防災マップで示される「噴火により火口が形成される恐れのある区域及び山頂噴火による火砕流が到達する恐れのある区域」を基に、道路・鉄道・河川の状況、都市計画による用途地域の指定状況などを勘案し、区域を定める。

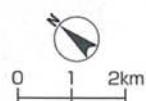
II 区域設定と土地利用

区分	今回の噴火等に対して防災対策を講じる区域			将来の噴火等に対して 防災対策を講じる区域
	Aゾーン	Xゾーン	Bゾーン	
区域の設定	今回の噴火の火口及び火口に近接する区域で、噴石及び泥流による直接的な被害が著しい区域	今回の噴火で直接被害は受けなかったが、山麓崩壊等による泥流被害の危険性の高い区域	Aゾーンに隣接する区域で今回の噴火により噴石が及んだ区域	ゾーニングの範囲のうちA、B、Xゾーンを除く区域
区域設定の必要性と対策の概要	現在の噴火活動で噴石が飛ぶ危険性がある区域又は、泥流等による危険性が大きい区域であることから、全ての建築物を禁止する区域とし、緊急に建築物を安全な地域に移転させ、砂防施設等を整備する。	泥流など甚大な被害をもたらすおそれのある区域であることから、全ての建築物を禁止する区域とし、短期的に建築物を安全な地域に移転させ、砂防施設等を整備する。	市街地の安全性を高め、快適な市街地環境を整備するため、全ての建築物を禁止する区域とし、短～中期的に建築物を安全な地域に移転させ、市街地と防災施設との緩衝地帯として整備を図る。	将来の噴火に備え、被害をできるだけ少なくするために、短～中期的に、病院、学校、社会福祉施設などの施設の移転を進める区域とし、住宅については、安全な地域への移転を視野に入れ、そのあり方を検討する。 住宅の移転にあたってはその支援策を検討する。
区域の土地利用	防災施設用地 緑地（空間的利用） 災害遺構保存地 自然公園	防災施設等用地	防災のための緩衝地帯（広場、公園など）	商工業、農業、サービス業などの事業用施設及び役場支所など特定の公的施設など

2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針より



<土地利用の区域図>



(出典：2000年有珠山噴火災害・復興記録 平成15年3月 北海道)

有珠山周辺地域における防災対策について　-Cゾーンと住宅移転支援策-

平成 12 年 3 月の有珠山噴火は周辺に大きな影響を及ぼしました。

有珠山周辺地域の土地利用区分、いわゆる「Cゾーン・住宅移転支援制度」につきましては、有珠山火山防災マップを基本として「山頂噴火における火碎流が到達する可能性がある区域と山麓噴火における火口が生じる可能性のある区域」を重ね合わせた地域を想定し、住宅のあり方を検討する区域として、平成 13 年 3 月に北海道が策定した復興計画基本方針、並びに同年 7 月に策定した壮瞥町復興計画で位置づけたもので、同年 7 月に発刊しました「かけはし 2001」でお知らせしたところです。

制度の創設に向けては、広域 3 市町の枠組みを前提に検討を行ってきたところですが、去る 2 月 26 日、北海道、周辺 3 市町長会議において「Cゾーンについては白紙に戻す」とこととしたところです。

本件につきましては、噴火災害直後で地域がまだ混乱しているさなか、報道が先行する形で誤解と混乱が生じたと認識しておりますが、噴火災害から 4 年を経過する中で、十分で妥当な支援制度が確立できない以上、土地利用の区域設定は意味をなさなく、白紙にすることはむしろ当然と認識し、判断したところでございます。考え方方が先行し、このような結論しか見いだせなかった点につきましては、住民の皆様に対し、率直に力不足を認め、心からお詫びを申し上げたいと存じます。

今後は、復興計画に位置づけた「将来の噴火活動を視野に入れた、災害に強いまちづくりと持続可能な地域社会の形成をめざす」基本的な考え方を変えることなく施策を展開し、災害に強いまちづくりに努めて参りたいと考えております。

本件に関しましては、3 月 26 日、壮瞥町研修センターにおいて北海道の同席をいただき説明会を開催しました。ここに改めて経過と壮瞥町の考え方をお知らせします。皆様のご理解をいただきますようお願い致します。

<壮瞥町の考え方>

有珠山は今後も 20 年から 30 年周期で噴火が起こると言われていることから、1977 年の噴火災害後、北海道などの関係機関が取りまとめた「有珠山周辺地域における災害防止対策に関する報告書（1981 年）」の「防災町づくり提言」を基本理念として、北海道と周辺市町は、土地利用区分を定め、諸施策を推進することとしました。

このような考え方に基づき、これまで主に虻田町の区域内において、砂防事業や治山事業、公園事業等を実施するとともに、学校、病院、社会福祉施設といった災害弱者施設や公営住宅の移転を着実に進めてきたところです。将来、被災する可能性がある地域に存在する個人財産の被災リスクを軽減するため、住宅については活動火山対策特別措置法の改正などによる安全な地域への移転に対する制度の創設を国に要望してきたところですが、平成 14 年末、困難であるとの見解が示されました。

こうしたことから、北海道と地元市町において、独自の支援制度の創設について検討を進めてきたところですが、近年の地方財政の急激な悪化を考慮すると、当該支援制度の維持は極めて難しく、また、当初から報道の先行による誤解や地域の災害環境に対する認識及び本制度の事業主体に関する考え方には隔たりがあり、それらが現在に至るまで埋まらないことなどから、制度の創設は難しい状況にあります。

このような背景から、土地利用の区域設定に関する、いわゆるCゾーンについては白紙に戻すこととします。

現在、当地域では、まちづくりの枠組みに大きく関わる市町村合併が検討されておりましたが、地域の将来について議論を深めていく中では、有珠山の防災対策が極めて重要な課題であり、今後は、北海道が策定した「復興方針」、「復興計画基本方針」並びに各市町の「復興計画」を基本とした各種事業を推進するとともに、エコミュージアム並びに防災マップを活用した有珠山を正しく理解する取組みを継続して実施し、災害に強いまちづくりを幅広く推進することといたします。

土地利用の区域設定に関する経過

平成12年3月31日	有珠山噴火
8月以降	復興計画策定に向けた施策、事業について府内での検討を開始
12月末	2000年有珠山噴火災害復興方針を北海道が策定、公表
平成13年3月末	2000年有珠山噴火災害復興計画基本方針を北海道が策定、公表
4月上旬	土地利用(Cゾーン)に関する住民説明会(3会場で実施)
5月	壮瞥町復興計画の役場府内案を策定
6月中旬	復興計画に関する住民説明会(5会場)の実施、議会との意見調整
7月23日	周辺3市町がそれぞれの復興計画を策定、公表
	以後、位置づけた施策(事業)を展開、住宅移転支援策の具体的検討
平成14年12月	国における制度(法)改正は難しい旨の見解が示される。
平成15年1月以降	北海道と3市町の独自施策の創設を検討開始
平成16年2月26日	北海道並びに周辺3市町の協議において考え方を整理・合意
3月26日	説明会の開催(壮瞥町研修センター)

(出典：広報そくべつ 2004年5月号)

噴火にともなう施設被害の事例

■雲仙普賢岳噴火災害における施設被害

(出典：災害と人間 雲仙岳・深江町からの報告 長崎県深江町)



[大火碎流で焼けてしまった大野木場小学校]



[土石流による家屋被害]

■2000年有珠山噴火災害における施設被害

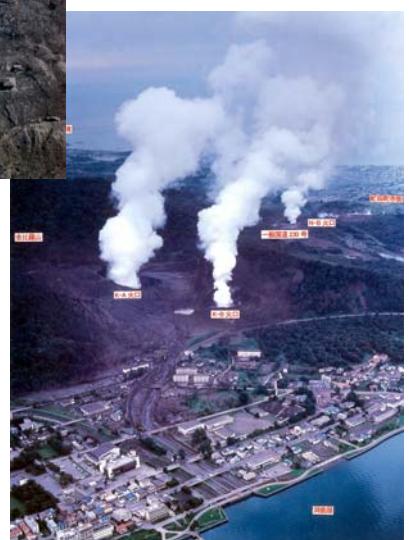
(出典：平成12年(2000年)有珠山噴火災害報告 室蘭開発建設部)



[金比羅山火口付近住宅被災状況]



[西山西側の火口と
その周辺の建物被害]



[洞爺湖温泉街と
出現火口の位置関係]

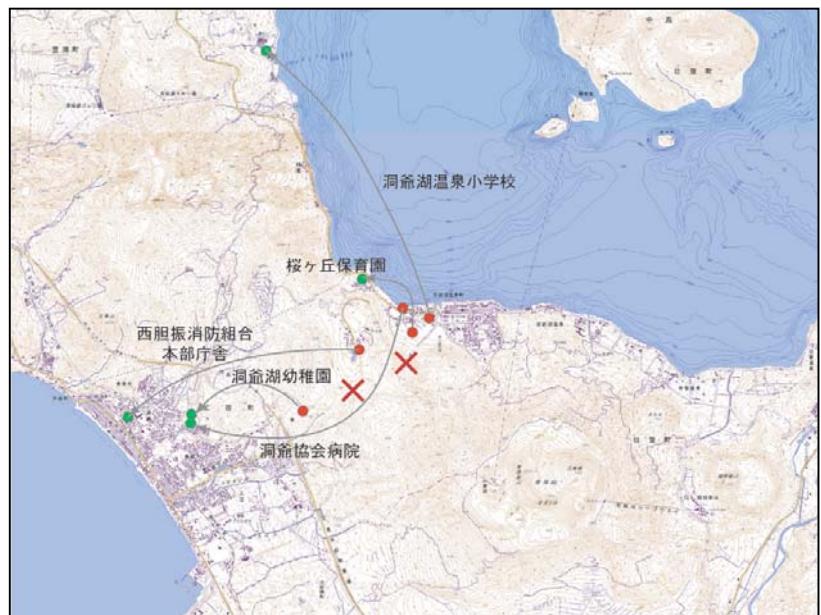
重要施設の移転事例

○2000年有珠山噴火にともない、被害を受けた消防本部や、学校、病院等の災害弱者施設の移転整備が行われた。

- ・西胆振消防組合本部庁舎 → 本町地区に移転（虻田町役場との合築）
- ・洞爺湖温泉小学校 → 月浦地区に移転
- ・洞爺湖幼稚園 → 高砂地区に移転
- ・桜ヶ丘保育園 → 珍小島地区に移転
- ・洞爺湖協会病院 → 高砂地区に移転



西胆振消防組合本部庁舎



被災したとうやこ幼稚園（左図）と
虻田町高砂地区に新築された同幼稚園（右図）



被災した洞爺湖温泉小学校（左図）及び平成14年11月に虻田町
月浦地区に完成した洞爺湖温泉小学校新校舎（右図）。



(出典：2000年有珠山噴火
災害・復興記録 平成15年
3月 北海道)

火山先進地域の事例 〈国内〉

■ 有珠山

□ 洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想

(1) テーマ

「火の山」「北の大地の歴史」にふれる自然博物館

—火山の恵みを学び、自然があふれる大地にふれ、先人の足跡を辿って—

(2) 各テーマ内容

—火山の恵み（遺構）エリア：有珠山周辺・昭和新山・有珠湾周辺—

「火の山」と北の大地の歴史を学ぶ

有珠山の山頂から約3kmの圏内には、火山の活動を体感し学べるたくさんの施設や地点が存在する。今なお噴煙を上げている西山や、金比羅山・昭和新山などを巡ることにより、有珠山における噴火の歴史を知る。また、旧病院の倒壊跡や旧西胆振消防本部などで、噴火の被害と人々の取り組みの様子を学ぶ。

—大地の恵みと文化』エリア：洞爺湖・長流川—

「感じる自然」と「もの造り」にふれあう

風光明媚なルート沿いに自然資源・野外体験・地域特産などの資源が点在。例えば、長流川沿いのルートは独特の景観を有しており、ドライビングルートとして有望である。また、旧国鉄胆振線や既存のサイクリングロードをつなぐ大規模自転車道を整備し、長距離自然歩道とあわせた一大トレッキングエリアを設置することも構想されている。

—先人の歴史と海の恵み』エリア：噴火湾沿岸周辺—

先人の「あしあと」を辿る

海の恵みと温暖な気候に抱かれた地域。また、古代の遺跡から伊達家ゆかりの歴史資源等も豊富で、様々な歴史探索をすることができる。例えば、入江貝塚や北黄金貝塚などがあります。これらの貝塚では市民活動が盛んで、太古のロマンをかきたてるようなレクチャーを観光客にできる。



(文献：「洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想」 レイクトピア21 推進協議会
エコミュージアム構想策定部会)

■雲仙普賢岳

□平成新山フィールドミュージアム

(1) 概要

「雲仙岳災害記念館」をコア・ミュージアム（中核施設）とし、新しくできた平成新山の景観や噴火災害の遺構、火山関係施設、各種防災施設等、地域に存在する火山学習資源をまるごと博物館（フィールドミュージアム）と捉え、これらをネットワーク化することにより、噴火災害の伝承と火山学習（観光）の推進を図ろうとするものである。

(2) 学習講座（ボランティア養成事業）

半島の歴史、噴火災害の遺構、火山関係施設等について認識し知識を深め、来訪者に対してガイドを行うボランティアの養成を目的とした講座。以下に主な講義テーマを示す。

- ・火山の成り立ち／雲仙普賢岳災害について／火碎流・土石流について／復興・防災／過去の火山災害事例

そのほか野外観察、実地研修を行い、「島原観光ボランティアガイド」に登録加入する。